

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

### 瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和61年瀬戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校及び瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）をいう。			第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。） <u>及び瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和37年瀬戸市条例第4号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）</u> をいう。		
(職制)			(職制)		
第3条 法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この表の組織欄に掲げる教育機関にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			第3条 法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この表の組織欄に掲げる教育機関にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務

図書館	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	----	----------------------------------

図書館 公民館	館長	上司の命を受け、図書館又は公民館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
教育機関	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
教育機関	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	
主任	上司を補佐し、及び上司が命ずる事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
保健師	上司の命を受け、保健業務をつかさどる。
看護師	上司の命を受け、看護業務をつかさどる。

職名	職務
<省略>	
主任	上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。

3 前2項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
<省略>	
技能主査、技能主任、技能副主任、技能員及び技能員補	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。

職名	職務
<省略>	
技能員	上司の命を受け、技能を必要とする業務に従事する。

		用務員	上司の命を受け、施設 の環境の整備その他の 業務に従事する。
--	--	-----	--------------------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。